

昌子の広場

第92報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



非常勤職員の報酬条例制定 議員年金制度破綻寸前

目次

・非常勤職員の報酬条例が制定	P1,4
・議員年金制度が破綻寸前	P2,3
・昌子の広場	P4

非常勤職員の報酬条例の内容が明らかに(規則提示される)

先般非常勤職員の報酬に関する給与条例の改正の審議に際し、肝心の規則が開示されず議会軽視とも受け取れかねない状態で条例は可決されました。その後度々規則の開示を求めていましたが、やっと4月になって規則の内容が明らかになりました。

この条例は昌子の広場に前会報でも紹介しましたが、かつて私は非常勤職員に期末手当を支給するのは、地方自治法上認められておらず、又条例にも定められていないとして一般質問で質しました。又市民からも住民監査請求がなされ、監査委員は条例化を検討するよう意見を述べ、これに対応して今回条例の提案があったものです。(監査結果を不満として和泉市のオンブズマンが住民訴訟を起こし現在裁判が続いています) 今回の条例改正は非常勤職員の皆様にとって極めて有益なものです。それは

条例違反が解消され安心して報酬を受けられる事

地方自治体の職員の報酬や手当は条例で定めなければならないことになっています。それは税金を原資とする給与等は住民の代表である議会が制定する条例で規定し(所謂お手盛りの排除)、併せて職員の権利を保障するためです(給与条例主義といえます)。ところが今まで非常勤職員の報酬はその決定を市長に委任し、何ら条例に規定されていないものでした。同時に支給された特別報酬も一切条例にはその言葉すらありませんでした。

大阪府枚方市では給与条例主義に違反するとして非常勤職員に特別報酬(実質期末手当)や退職金の返還を命じる判決が出ています。(市が控訴中)

和泉市でも今までの状態ではこのような事態になる可能性がありましたが、今回特別報酬と特退共(退職手当)を廃止しそれを月々の報酬の内数として算入し条例で決めましたので、今後は給与条例主義で訴えられる可能性は無くなりました。

但し、実質的な報酬の決定を規則に委任しているため、給与条例主義違反を完璧に逃れられているかについては若干の疑念は残っています。

経験によって報酬が増加する仕組みが導入された事

今までは、何年務めても報酬は変わりませんでした。経験を積めば報酬が上がる報酬体系に変更されました。非常勤職員の方にとっては励みになることでしょう。但し、本来非常勤職員は1年ごとの契約で、継続雇用を前提としていませんので、このような正規職員の定昇のような制度が非常勤職員の雇用(任用)の趣旨に反するのではないかとこの意見があり、現に東京都港区は総務省の意向を受けた東京都の指導で、このような制度の導入を中止した事例があります。

しかし不安定雇用の問題は未解決

以上のように大きく改善した項目がありますが、雇用期間は1年(更新あり)であり、市の事情でいつでも雇用が解消される可能性が残っています。いくら長く続けていても期限の定めのない正規職員に転化することはありません。

期限が3年や5年と決められているとは言え、その間の雇用が保障され、正規職員と同様の手当が支給され

る任期付き職員制度の条例化を急ぐべきと考えます。

報酬はどのように変わったか

今回の条例改正により、代表的な非常勤職員（週4日30Hr勤務、月額報酬155000円）の報酬は

	新			旧				差額	
	月額報酬	年通勤手当	報酬計	月額報酬	特別報酬	年通勤手当	特退共		報酬計
新規	204,600	48,000	2,503,200	155,000	611,400	48,000	36,000	2,555,400	-52,200
5年以下経験	209,300	48,000	2,559,600	155,000	611,400	48,000	36,000	2,555,400	4,200
10年以下	210,400	48,000	2,572,800	155,000	611,400	48,000	36,000	2,555,400	17,400
10年以上	211,600	48,000	2,587,200	155,000	611,400	48,000	36,000	2,555,400	31,800

上の表の通りです。新規の人は若干の減収ですがそれ以外の人はいずれも増収となります。平均勤続が7年と聞いていますので、大半の人は今回の改正で増収になります。

非常勤職員を巡る訴訟の状況は

大阪府内で非常勤職員を巡る訴訟が数件ありますが、その状況は以下の通りです。係争中の和泉市を除いていずれも1審は原告勝訴です。

茨木市	部長退職者を嘱託として雇用 給与条例違反として市長に損害賠償請求 1審原告勝訴、2審市勝訴、上告棄却
茨木市	臨時職員への期末手当支給が違法として、市長に損害賠償を求めて提訴 1審は期末手当の支給、及び給与条例違反として原告勝訴（条例改正の遡及適用認めず） 茨木市は市長への損害賠償請求権放棄を決議 2審も債権放棄の決議は無効として原告勝訴 市が上告中
枚方市	非常勤職員への期末手当等の支給が違法として、市長及び非常勤職員に損害賠償を求めて提訴 1審は期末手当等の支給は合法であるが給与条例主義違反として原告勝訴 市控訴中
大東市	非常勤職員への退職金支給が違法として市長に損害賠償を求め提訴 1審は給与条例主義違反として原告勝訴 大東市は市長への損害賠償請求権放棄を決議 2審は債権放棄の決議は有効として市勝訴 原告上告中
和泉市	非常勤職員への期末手当支給が違法として、市長に損害賠償を求めて提訴 市は条例を改正 1審係争中

- 4/1 水フォーラム in Tokyo
- 4/4 故郷の家京都竣工式
- 4/6 和泉中央駅会報配布、石尾中学校入学式
- 4/7 和泉中央駅会報配布、緑ヶ丘小学校入学式、議会改革検討会議、ダム定例会
- 4/8 光明池駅会報配布、憲法キャラバン打合せ、市政相談会
- 4/9,10 市町村議員セミナー
- 4/11 脱ダムネット関西シンポジウム
- 4/12 緑ヶ丘自治会総会
- 4/13 和泉府中駅会報配布
- 4/15 和泉中央駅会報配布、事務所運営委員会、岸和田農と緑の土木事務所
- 4/16 和泉中央駅会報配布、ソロプチ定例会、女性消防クラブ例会
- 4/17 通学路調査、宝塚市長選応援
- 4/18 宝塚市長選応援、まちづくりの会
- 4/20 和泉府中駅会報配布、都市環境委員会視察
- 4/21 都市環境委員会視察
- 4/22 和泉中央駅会報配布、じゃんけんポン総会、市政相談会
- 4/23 和泉中央駅会報配布、市町村議員セミナー
- 4/24 市町村議員セミナー
- 4/25 彩生館オープニングセレモニー、農商工連携シンポジウム
- 4/26 混声合唱団定期演奏会
- 4/27 信太山駅会報配布、ソロプチ地区大会
- 4/28 大阪地裁（合意充当裁判）
- 4/29 ごみ学習会、市長と語る市政懇談会
- 4/30 政治倫理審査会傍聴、代表者会議

< 事務所行事 > いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
事務所 TEL 0725-53-4451
(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- ・会費 1,000円(3か月分) 14-16時
- ・72回 5/10(日) 万葉バスツアー

袖吹き返す飛鳥古京を訪ねて

**< 途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます >
ちぎり絵**

- ・講師 西原志満子さん
- ・5月13日(水)13時~16時
- ・材料費実費 参加費無料

パソコン講座(参加費無料)

- ・第2、第4週の火曜、木曜
- いずれも10時~12時と14時~16時

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:00~21:30

議員年金が破綻寸前(議員厚遇制度の廃止を！)



年度	収入(*)		支出	収支差額	年度末積立金	会員数(A)	年金受給者数(B)	(B)/(A)
	掛金	負担金						
昭37	306		9	316	497			
38	381		148	276	773			
39	451		199	308	1,081			
40	638		243	487	1,568			
41	721		296	543	2,111			
42	796		782	215	2,325			
43	888		788	264	2,590			
44	983		843	345	2,934			
45	1,158		935	469	3,403			
46	1,326		1,844	△126	3,277			
47	2,046	225	1,737	914	4,191			
48	2,333	518	1,878	1,338	5,528			
49	2,987	995	2,159	2,492	8,020			
50	3,680	1,550	4,022	2,040	10,060	21,219	14,434	0.68
51	4,250	2,236	3,738	3,688	13,748	21,099	14,675	0.70
52	4,895	3,091	4,746	4,432	18,180	20,980	14,787	0.70
53	5,472	3,960	5,691	5,146	23,327	20,898	14,972	0.72
54	6,137	4,910	8,390	4,369	27,695	21,265	17,166	0.81
55	6,548	5,892	8,047	6,894	34,590	21,142	17,108	0.81
56	6,959	6,611	8,497	7,971	42,561	21,079	17,153	0.81
57	7,229	6,867	9,148	8,559	51,120	20,962	17,287	0.82
58	7,386	7,016	12,767	5,737	56,857	21,034	19,508	0.93
59	7,546	7,169	12,046	6,967	63,824	20,907	19,456	0.93
60	7,758	7,370	12,321	7,532	71,356	20,725	19,524	0.94
61	8,049	7,646	13,016	7,455	78,811	20,535	19,778	0.96
62	8,576	7,759	16,867	4,003	82,814	20,506	22,105	1.08
63	8,835	7,993	15,985	5,915	88,729	20,378	22,048	1.08
平元	9,088	8,223	16,167	6,241	94,970	20,214	21,968	1.09
2	9,580	8,668	16,612	8,453	103,423	19,996	22,084	1.10
3	9,927	8,982	20,801	5,356	108,780	20,355	24,250	1.19
4	10,273	9,295	20,235	5,578	114,358	20,248	24,191	1.19
5	10,400	9,410	20,639	4,519	118,877	20,067	24,120	1.20
6	10,652	9,638	20,837	3,996	122,873	19,892	24,157	1.21
7	11,873	10,034	25,349	807	123,680	20,045	26,155	1.30
8	12,002	10,133	24,457	1,559	125,239	20,037	25,963	1.30
9	12,027	10,153	24,918	1,271	126,510	19,884	25,842	1.30
10	11,968	10,102	25,236	970	127,480	19,613	25,782	1.31
11	11,873	10,047	30,726	△5,096	122,384	19,484	27,945	1.43
12	11,844	10,025	29,267	△3,808	118,576	19,342	27,967	1.45
13	12,013	10,173	29,335	△3,859	114,717	19,271	27,511	1.43
14	11,974	10,143	29,948	△5,148	109,569	19,096	27,376	1.43
15	14,821	11,142	35,005	△6,596	102,973	19,315	30,207	1.56
16	15,349	11,515	35,612	△5,958	97,015	23,602	37,890	1.61
17	18,384	12,926	45,864	△8,458	88,556	26,640	56,370	2.12
18	18,871	13,229	58,318	△23,849	64,707	24,170	61,401	2.54
19	20,447	18,217	59,520	△20,000	44,708	22,142	63,349	2.86

(*)収入の中には掛金、負担金以外に運用収入等が含まれます

左の表が市議会議員共済会の財政状況です。制度がS37年に発足した時には公費の投入は無く、S47年から税金の投入が始まりました。当初は2億円程度でしたが次第に増加し、H19年には実に182億円も税金が投入されています。このように多額の税金が投入されているにも係わらず、年金財政は破綻寸前です。最大の要因は平成の大合併で議員が減少し、逆に退職して年金を受給する人が多くなったためです。直近では左表のように、現役議員で2.86人の年金受給者を抱えている状態です。このような状態で年金制度が維持できるはずがありません。平成11年に支出が収入を上回る逆ざやになり、それに伴い積立金も毎年減少し、H19年では447億円しか残っていません。毎年200億円もの逆ざやができていますので、今のままで行けば単純計算で後2年しか持たないということです。

議員年金が何故問題なのか

私は最初の選挙で議員年金の廃止を選挙公報で訴えました。その理由は現在も基本的に変わりがないのですが、国民年金や厚生年金と比べ厚遇されているということと、併給が認められているということです。国民年金は25年かけないと受給資格はありませんが、議員年金ではそれが12年です。和泉市の現在の給付水準では12年務めてやめた議員の年間受給額は約173万円です。(相応に掛金も96千円/月と高いですが) 互助会と同じ構図 ヤミ退職金として名を馳せ、既に廃止された退会給付金制度と同じ構図です。現役職員(議員)が減少するにも拘わらず大盤振る舞いの給付を続けた結果、破綻を招いたものです。H19年統一地方選を前に相模原市議会(定数49)の市議7人が、任期満了前の3月末で辞職しました。法改正で4月から退職年金(議員年金)の給付水準が引き下げられたため、減額逃れを狙った“駆け込み”辞職で、退会給付金の廃止の時も多くの職員が駆け込み退職し、市民から批判を浴びました。このような構造(現役1人で3人の面倒をみる)では最早議員年金制度は維持できません。

しかし廃止すると

地方議会議員年金財政に関する緊急要望

共済会は救済を国に要望 平成の大合併の進展に伴い、極めて短期間のうちに市町村議会議員が大幅に減少することにより、共済会掛金・負担金が大幅に減少するとともに、退職議員に対する退職一時金・退職年金が急増し、議員年金財政は極めて深刻な状況に陥ることとなった。 共済会では、現在、年金財政の改善に向けての検討を行っているところであるが、国においては、国策として進められた市町村合併に身をもって協力した市町村議会議員の強い思いを厳粛に受けとめ、市町村議会議員年金の危機的な状況を改善するための特段の措置を早急に講ぜられるよう強く要望する。 要するに国のために行った大合併の結果、年金財政が破綻したのだから何とかして欲しいと要望するもので、議員報酬の削減効果も出ているのも考慮して欲しいということである。

合併等による地方公共団体の財政効果

	団体数	議員数	報酬額 (億円/年)
H10	3,255	60,004	3,298
H18	1,827	39,711	2,425
H19	1,816	35,819	2,187
H19とH10の差	1,439	24,185	1,111

年金財政を均衡させるためには200億円/年の収支改善が必要ですが、それには 掛金を2倍にするか 負担金(税金)を2倍にするか 給付の水準を2/3に切り下げるか いずれかの方策が必要ですが、いずれも一筋縄では実現できそうにありません。

廃止するのに新たな費用が

年金制度を廃止するのに、都道府県、市、町村共済会全体で、1兆2千億以上の財源が必要と言われています。(下表参照)

制度を廃止するには	(単位億円)
都道府県議員共済会	925
市議会議員共済会	9,683
町村議員共済会	1,830
計	12,438

しかしこの廃止処理の前提はすでに年金を受けている人は現在のままの年金を受け取る

これから受給する人は廃止の段階で、年金額を固定し、受給資格が発生した段階で現状と同じ水準で年金を貰う というもので、制度廃止と言っても払い込みが無くなくなっただけで、年金制度の趣旨は何ら変更が無いものです。このような都合の良い破綻処理はあり得ません。少なくとも公費投入分については切り下げるべきです。過去の掛金と公費(負担金)の比率は平均して1:0.8ですので、この0.8分は切り下げるべきです。これでも破綻処理に7千億円近く要します。